

群馬大学看護学 看護研究実践統合センター 研究実践活用賞 選考に関する規程

(趣旨)

第1条 本内規は、臨床で看護研究の活用による優れた看護実践を行い、エビデンスのある看護実践の発展と向上に寄与する活動を行っている個人またはグループを表彰するために定める。

(選考対象)

第2条 選考対象は、公募開始の2か月前から過去1年前までに行われた看護実践とする。

(応募資格)

第3条 群馬県内の組織(医療機関、訪問看護、介護施設、助産所など)に所属している看護師、助産師、保健師、またはグループ。

(表彰委員会委員の構成)

第4条 表彰委員会委員は、群馬大学大学院保健学研究科 高度専門職養成推進室長ならびにがん看護学・老年看護学・慢性看護学・母性看護学の各専門看護師養成コース担当代表教員によって構成する。

(公募)

第5条 表彰委員会は本賞を公募により募集する。

2 応募方法は以下の通りとする。

1) 自薦・他薦は問わない。

2) 応募者は、応募書類に必要事項を記載し、下記あてに提出する。

群馬大学保健学科教務係 TEL:027-220-7809

Email:kk-mgakumu3@jimu.gunma-u.ac.jp

(選考)

第6条 表彰委員会は、提出された応募書類を以下の基準を用いて選考し、受賞者を決定する。

1) 実践の成果

2) 実践と研究の関係性

3) 実践の発展性・将来性

2 受賞者は最大4人または4グループとする。

(表彰等)

第7条 本賞受賞者には賞状と副賞を授け表彰する。また、受賞者氏名及び受賞内容を本センターのホームページに発表する。

2 副賞は記念品(本学で指定した看護研究の書籍など)を授与単位に1つとする。

3 受賞者は本学ならびに学外者向けの報告会で研究を活用した実践を報告する。

(附則)

この内規は、令和4年9月1日 から施行する。